

五反田メッセ ホール料金表

<1> 販売会・展示会使用時

| ホール | 面積 | | 基準使用料金(円) |
|-------|----------|-----|------------|
| | ㎡ | 坪 | 9:00~17:00 |
| M-1-1 | 146.13 | 44 | 166,000 |
| M-1-2 | 205.08 | 62 | 234,000 |
| M-2 | 411.18 | 124 | 388,000 |
| M-3 | 615.81 | 186 | 577,000 |
| M-4 | 438.35 | 132 | 413,000 |
| M-5 | 380.58 | 115 | 360,000 |
| M6 | 569.91 | 172 | 533,000 |
| 全 | 2,767.04 | 835 | 2,671,000 |

| | | |
|---------------|-------|-------------------------------------|
| 基準時間外 使用料金 | 基準時間外 | 3時間につき基準使用料金の20%増し(3時間未満は3時間といたします) |
| | 準備・撤去 | 会期中と同様 |

| | |
|---------|--|
| 土・日・祝祭日 | 基準時間料金の20%増し(但し土曜の割増は展示即売会のみを対象といたします) |
|---------|--|

<2> セミナー・会議室使用时

| ホール | 面積 | | 基準時間区分使用料金(円) | | | 基準時間外使用料金(円) |
|-------|----------|-----|---------------|-------------|-------------|--------------|
| | ㎡ | 坪 | 1区分 | 2区分 | 3区分 | 1時間当たり |
| | | | 9:30~12:30 | 13:30~16:30 | 17:30~20:30 | |
| M-1-1 | 146.13 | 44 | 55,000 | 55,000 | 55,000 | 19,000 |
| M-1-2 | 205.08 | 62 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | 28,000 |
| M-2 | 411.18 | 124 | 129,000 | 129,000 | 129,000 | 46,000 |
| M-3 | 615.81 | 186 | 192,000 | 192,000 | 192,000 | 68,000 |
| M-4 | 438.35 | 132 | 138,000 | 138,000 | 138,000 | 49,000 |
| M-5 | 380.58 | 115 | 120,000 | 120,000 | 120,000 | 42,000 |
| M-6 | 569.91 | 172 | 178,000 | 178,000 | 178,000 | 63,000 |
| 全 | 2,767.04 | 835 | 890,000 | 890,000 | 890,000 | 315,000 |

| 会議室 | 面積 | | 基準時間区分使用料金(円) | | | 基準時間外使用料金(円) |
|-------|----|----|---------------|-------------|-------------|--------------|
| | ㎡ | 坪 | 1区分 | 2区分 | 3区分 | 1時間当たり |
| | | | 9:30~12:30 | 13:30~16:30 | 17:30~20:30 | |
| 会議室1号 | 34 | 10 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 3,000 |
| 会議室2号 | 46 | 14 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 5,000 |
| 会議室3号 | 63 | 19 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 7,000 |

※面積・料金は、予告なく変更になる場合がございます。

※上記使用料には、消費税が含まれておりません。

※料金は2016年8月現在のものです。

株式会社テーオーシー
 催事場事業部
 〒141-0031 東京都品川区西五反田 7-22-17
 TEL.03-3494-2177
 FAX.03-3495-0404

『TOCビル展示会場・五反田メッセ』使用細則

『TOCビル展示会場・五反田メッセ』使用細則（以下、「本使用細則」といいます）は、株式会社テーオーシー（以下「当社」といいます）が保有するTOCビル内の展示会場および当社が別途指定する展示会場（以下、「対象展示会場」と総称します）に適用されるものとし、対象展示会場の利用者（会場利用希望者、会場利用申込者を含むものとし、以下あわせて「会場利用者」と総称します）は、本使用細則を遵守しなければなりません。

1. 使用申込と使用料金の支払

- (1) 会場利用者は、当社所定の『展示ホール・会議室使用申込書』（以下、「使用申込書」といいます）に必要事項を記入の上、署名捺印して、当社に使用申込するものとします。
 なお、新規申込の際は、使用申込書に会場利用者の会社概要・会社登記簿謄本を添付し、当社に提出するものとします。
- (2) 会場利用者による使用申込書提出後、当社が使用料金を下表のとおり請求した場合は、会場利用者は所定の期日までに当社指定の銀行口座に振り込み支払うものとします。
 （銀行振込手数料は会場利用者の負担とします。）
- (3) なお、当社が予約申込金を受領した日（以下、「正式申込日」といいます）をもって正式な申込とし、使用日時、使用ホールを確定するものとします。これらが確定したときは当社と会場利用者との対象展示会場の使用に関する契約（以下、「本契約」といいます）が成立するものとします。それまでの間は、他と競合がある場合等は、当社より使用日、使用ホール等について会場利用者に変更・調整の協議を申し入れることができるものとし、会場利用者は当社と誠意をもって協議するものとします。

| 払 込 期 日 | 金 額 | 備 考 |
|--------------|--|---|
| 使用開始日の6ヶ月前まで | 予約申込金として使用料金の20%相当額を支払う。 | 申込日が、使用開始日の6ヵ月以上前の場合に限る。 |
| 使用開始日の3ヶ月前まで | 中間金として使用料金の30%相当額を支払う。 上記予約申込金と合わせ、使用料金の50%相当額を支払う。 | 申込日が、使用開始日の6ヵ月前に満たない場合は、予約申込金と中間金を合わせ、使用料金の50%相当額を支払う。 |
| 使用開始日の10日前まで | 使用料金残金として使用料金の50%相当額を支払う。 上記予約申込金、中間金と合わせ、使用料金の100%相当額を支払う。 | 申込日が、使用開始日の3ヵ月前に満たない場合は、予約申込金と中間金を合わせ、使用料金の100%相当額を支払う。 |

- (4) 予約申込金および中間金は、使用料金に充当します。
- (5) お支払いいただいた予約申込金、中間金等使用料金は、天災その他不可抗力の事態もしくは当社の都合で止むなく解約させていただく場合を除き、返還しないものとし、会場利用者はあらかじめこれを了承します。また、会場利用者が予約申込金、中間金等使用料金を支払った後に、会場利用者から期間の短縮または使用面積の減少の申入れがあった場合でも、お支払いいただいた予約申込金、中間金等使用料金の内、期間短縮または面積減少に見合う金額についても返還しないものとし、会場利用者はあらかじめこれを了承します。
- (6) 基準時間外使用料、基本天井照明以外の電力料、ガス・水道料等（以下、基本天井照明以外の電力料、ガス・水道料等を「光熱水道料等」といいます）は別途、当社より請求するものとし、会場利用者は、当社指定の期日までに光熱水道料等を、当社指定の金融機関口座に振り込み支払うものとします。

2. 使用申込の取消または本契約の解除

- (1) 会場利用者が使用申込を取り消し、または本契約を解除する際には、速やかに解約申入れ書面（以下、「解約申入れ書」といいます）にて当社に対して、使用申込取消または本契約の解除の申し入れを行うものとします。
- (2) 会場利用者の都合により、使用申込を取り消し、または本契約を解除する場合で、解約申入れ書の受付日が下記に定める日に該当する場合は、会場利用者は当社に対して、下記に定める金額をキャンセル料として支払うものとします。当社は、お支払いいただいた予約申込金、中間金等の使用料金をもってキャンセル料に充当できるものとし、会場利用者はあらかじめこれを了承します。

| | |
|-----------------|-------------|
| 使用開始日の6ヶ月前までの場合 | 使用料の20%相当額 |
| 使用開始日の3ヶ月前までの場合 | 使用料の50%相当額 |
| 使用開始日から3ヶ月以内の場合 | 使用料の100%相当額 |

3 使用料金

- (1) 使用料金は、料金表のとおりとします。
- (2) 基準使用料金には、4に定める基準使用時間内の冷暖房空調費、基本天井照明料金が含まれております。（販売会・展示会使用時）
- (3) 会場利用者は、搬出入および設営、撤去日等についても、原則として料金表に基づき、使用料金を支払うものとします。
- (4) 会場利用者が、土曜・日曜日および祝日に対象展示会場を使用する場合は、料金表に定める使用料金の20%増しの料金を支払うものとします。
- (5) 会場利用者が、平日の基準使用時間以外の時間に対象展示会場を使用する場合は、料金表に定める基準時間外使用料金を支払うものとします。基準時間外使用料金は、3時間につき基準使用料金の20%相当額とし、基準使用時間以外の使用時間が3時間を超過した場合は、別途基準使用料金の20%相当額を支払うものとします。（以後、3時間を経過するごとに基準使用料金の20%相当額を支払うものとします。なお、使用時間が3時間未満の場合は3時間として使用料金を算定するものとします。）

4 使用時間（販売会・展示会使用時）

- (1) 1日の基準使用時間は9時～17時までとします。
- (2) 上記以外の時間に使用する場合は時間外使用となり、基準時間外使用料金の対象となるため、会場利用者は、事前に当社の承認を得るものとします。
- (3) 使用開始時刻および撤去終了時刻は、会場利用者があらかじめ使用申込書に記入した時間で行なって下さい。なお、会期中の使用終了時刻は、当社の施錠確認を経て会場利用者が施錠を完了した時刻をもって確定します。

（セミナー・会議室使用时）

- (1) 基準使用時間は、1区(9:30～12:30)・2区(13:30～16:30)・3区(17:30～20:30)とします。
会議室利用者が、基準使用時間外に会議室を利用する場合、会議室利用者は別途、基準時間外使用料金を当社に支払うものとします。
- (2) 会議室の最終使用時間は21:30とします。
使用時間は厳守願います。使用時間の延長は当社の事前承認が必要となります。
- (3) また、会議室利用者が、会議室の利用を延長した場合は、会議室利用者は別途当社が定める延長料金を、当社に支払うものとします。
会議室利用者は、会場の準備と片付けは会議等終了後、当社の定める承認時間内で行い、会議室を明け渡さなければなりません。会議室利用者は、会議等終了後、当社の定める承認時間内に、会議室を明け渡せるよう、充分兼用の上、申し込むものとします。

5. 使用制限および取消

- (1) 会場利用者は、当社の書面による承諾なく第三者に対象展示会場の一部または全部の使用権の譲渡、もしくは転貸をすることはできません。
- (2) 使用申込以後または使用期間中においても、次の場合には、当社は会場利用者の承諾なく使用申込みの取り消し、本契約の解除もしくは対象展示会場の使用停止の処置をとることができるものとし、会場利用者はあらかじめこれを承諾するものとし、この場合に、会場利用者または会場利用者の役職員、取引先その他の関係者等(以下、会場利用者または会場利用者の役職員、取引先その他の関係者等をあわせて「会場利用関係者」といいます)が損害を被った場合でも、当社は一切の責任を負わないことを、会場利用者はあらかじめ承諾するものとし、
 - ① 会場利用関係者が、公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められる行為を行ったとき、または行う恐れがあるとき。
 - ② 会場利用関係者が、対象展示会場を、暴力的行為等、違法な行為を行う恐れがある団体もしくはその関係者、または事業内容が明確でない団体の主催、共催、後援もしくは協賛をする行事に利用するとき。また、これらの団体の利益になると認められるとき。
 - ③ 天災地変その他の不可抗力によって対象展示会場の利用ができないとき。
 - ④ 会場利用者が、使用料金を当社が定めた所定の期日までに支払わないとき。
 - ⑤ 会場利用者が、当社の承諾なく申込時の使用目的と異なる目的で対象展示会場を使用するとき、または使用する恐れがあるとき。
 - ⑥ 風紀上または管理上好ましくないと当社が認めたとき。
 - ⑦ 当社の書面による承諾なく、会場利用関係者が会場以外の場所で作業や催事行為を行ったとき。
 - ⑧ 会場利用関係者が本使用細則、T O Cビル館内使用細則その他当社が定める諸規則および当社からの諸指示に違反した行為を行ったとき。
 - ⑨ その他施設の管理、運営上支障があると当社が認めたとき。
- (3) 対象展示会場利用に伴う展示商品即売会等を行う場合は、会場利用者はあらかじめ当社に申し出、当社の承諾を得るものとし、また、新聞・チラシ・TV等で催事の広告をする場合には、事前にその内容を当社と協議し、当社の承諾を得るものとし、
- (4) 正面玄関その他会場利用者が使用する展示会場以外の場所では立て看板並びにお客様の呼び込みは一切禁止します。

6. 反社会的勢力の排除

- (1) 会場利用者は、自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社、子会社、関連会社または取引先その他関係者、それらの役員・使用人・従業員等(以下、「対象者」と総称します)が次の各号に定める者のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとし、
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員。
 - ② 暴力団関係企業。
 - ③ 暴力団準構成員。
 - ④ 総会屋等、社会運動・政治運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等。
 - ⑤ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体に属している者またはこれらの者と取引のある者。
 - ⑥ その他前各号に準ずる者。
(以下本項第1号から第6号までに該当するものを「暴力団等」と総称します)
- (2) 前項のほか、会場利用者は、対象者が次の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとし、

- ① 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的責任を超えた不当な要求等の行為。
 - ② 相手方の業務妨害にあたる行為。
 - ③ 相手方の名誉や信用を毀損する、またはそのおそれがある行為。
 - ④ 故意に前項各号に定める者から業務を受託する行為。
 - ⑤ 故意に前項各号に定める者に業務を委託する行為。
 - ⑥ その他前各号に準ずる行為。
- (3) 会場利用者は、対象者が暴力団等に該当するか否か疑義が生じた場合には、対象者が暴力団等に該当するか否かに関する当社の調査に協力するものとします。
 - (4) 対象者が暴力団等であったときは、当社は本契約の解除もしくは対象展示会場の使用停止の処置をとることができるものとし、会場利用者はこれに何ら異議を申し立てないものとします。また、本条に定める表明保証違反により、当社が損害を被った場合には、会場利用者はこれを賠償するものとします。
 - (5) 前項による解除により本契約が終了した場合、その他対象者が暴力団等に該当することを理由として詐欺・錯誤等に基づき当該契約が終了した場合、これにより対象者が損害を被ったとしても、当社は対象者に対しこれによる一切の損害賠償義務を負わないものとし、対象者は当社に対し何ら請求を行わないものとします。

7. 使用者の管理責任

会場内に会場利用関係者が持ち込んだ備品、物品については、会場利用者が保管の責任を負うものとします。

8. 免責および損害賠償

- (1) 会場使用に伴う人身事故および展示物品等の盗難、破損事故に関しては、その原因の如何を問わず当社は一切の責任を負わないものとし、会場利用者はあらかじめこれを了承します。(損害保険の付保に関しては、当社の担当係に相談下さい。)
- (2) 不測の事故、天災地変および官公署の命令・指導等当社の責によらない理由により対象展示会場の使用が不可能になった場合には、当社は賠償の責を負わないものとし、会場利用者はあらかじめこれを了承します。
会場利用関係者が会場使用に伴い、会場内外の建造物・設備・備品その他付帯設備などを毀損、汚損、紛失させた場合は、会場利用者がその損害金額を負担するものとします。
その他、会場利用関係者が本使用細則、T O Cビル館内使用細則その他当社が定める諸規則または当社からの諸指示に違反した場合で、当社または当社関係者が損害を被った場合は、会場利用者は損害を賠償するものとします。